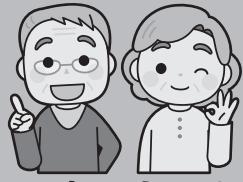


*** 年齢別介護保険料の納め方 ***

被保険者



65歳以上の人
(第1号被保険者)



40歳以上65歳未満の人
(第2号被保険者)

介護保険料の納め方

●特別徴収

次の人は年6回、年金から天引きされます。

〈特別徴収に該当する人〉

- 年金受給額が18万円以上の人

●普通徴収

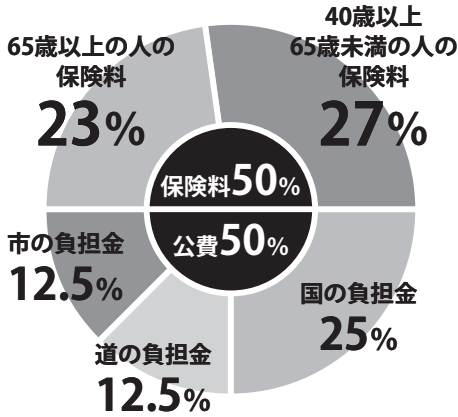
次の人は年10回、口座振替や納付書により金融機関やコンビニで納めます。

〈特別徴収に該当しない人〉

- 4月1日現在で年金受給がなかった人
- 年金受給額が18万円未満の人

社会保険組合などに加入している人は、健康保険組合から納められています。
(事業主と被保険者負担)
原則は折半負担

【介護保険制度運営の財源】



口座振替が便利です

キャッシュカードによる手続き

収納課窓口で、金融機関のキャッシュカードを専用端末に通し、暗証番号を入力することで、簡単に口座振替の手続きを行うことができます。

【対象金融機関】

帯広信用金庫、北洋銀行、北海道銀行、ゆうちょ銀行

問い合わせ 収納課 (市庁舎2階、☎65・4125)

口座振替依頼書による手続き

口座振替依頼書に必要事項を記入し、通帳、届け出印を持参の上、収納課または取扱金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口に申し込みください。
ゆうちょ銀行からの振替手続きは、収納課に申し込みください。



介護保険料を滞納すると！

将来、介護サービスを受ける際に「支払方法の変更」や「保険給付の制限」の措置をとられる場合があります。保険料の納付期限を守りましょう。納付が困難な場合は、収納課(市庁舎2階、☎65・4128、65・4129、65・4126)へご相談ください。



保険料と利用料を軽減する制度があります

◆保険料の軽減制度…市では、収入が少ない世帯の負担が軽くなるよう、軽減制度を設けています。詳細は、介護高齢福祉課にお問い合わせください。

◆利用料などの軽減制度…在宅サービスを利用する場合の利用料軽減や、施設サービスにかかる利用料軽減、高額サービス費として払い戻しなど利用者の負担を軽減する制度があります。詳細は、介護高齢福祉課、ケアマネジャー、介護保険施設にお問い合わせください。

65歳以上の人の介護保険料

- 介護保険制度は、介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支えていく仕組みです。
- 誰もがいつでも安心してサービスを利用できるように、保険料をきちんと納めましょう。
- 今年度の介護保険料額は、6月中旬に郵送する「介護保険料額のお知らせ」でご確認ください。

問い合わせ 介護高齢福祉課 (市庁舎1階、☎65・4150)

令和3年度の段階別介護保険料

保険料額は、令和3年度から令和5年度までの間に必要と見込まれる介護費用から、国などが負担する分とサービスを利用した際に支払う自己負担分を差し引いた額が保険料総額となるように、65歳以上の人の収入・所得と世帯の課税状況に応じて計算し、決定しています。(下表)

保険料段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給権者または生活保護受給の人	基準額×0.30	2万1210円
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.50	3万5340円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額×0.70	4万9480円
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人は非課税の人(前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人)	基準額×0.90	6万3610円
第5段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人は非課税の人(前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人)	1 (基準額)	7万680円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の人	基準額×1.15	8万1280円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満の人	基準額×1.20	8万4810円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上160万円未満の人	基準額×1.25	8万8350円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が160万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	9万1880円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上260万円未満の人	基準額×1.50	10万6020円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が260万円以上320万円未満の人	基準額×1.60	11万3080円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上370万円未満の人	基準額×1.70	12万150円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が370万円以上520万円未満の人	基準額×1.85	13万750円
第14段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上1000万円未満の人	基準額×2.00	14万1360円
第15段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上の人	基準額×2.15	15万1960円

- 上記「合計所得金額」は、税法上の合計所得金額から「分離譲渡所得の特別控除」と「低未利用土地の長期譲渡所得の特別控除」などを差し引き、本人非課税の場合は、さらに「公的年金等に係る雑所得」を差し引いたものです。令和3年度から給与所得や公的年金に係る雑所得がある場合は、税制改正の影響を受けないよう調整します。
- 世帯状況は、毎年4月1日時点が基準となります。(年度途中で65歳になる人、市外から転入された人はその時点)